

2007年11月22日

人事院勧告に係わる給与改善に関するユニオンの基本方針

千葉大学ユニオン委員長 木下 勇

1 11月21日付けでユニオンに通知された「平成19年度の給与改定の概要について」に示されている本年の千葉大学給与表改訂案は、就業規則の改定をともなう最重要の労働問題であり、ユニオンと役員会の団体交渉によって決定されるべきである。

2 また同案については、不十分なものとはいえ、一般職（一）1級、2級をはじめとした若手給与の改善、扶養給付の引上げ及び一時金支給率の引上げを含んでおり、その点に関しては基本的に評価できるものである。したがって、人事院勧告に示されたと同様、4月への遡及措置を含めて速やかに実施すべきである。

3 かねてより千葉大学ユニオンが主張してきたように、現在の千葉大学の事務・技術職員の給与水準は、昨年度においても国家公務員に比して依然として88.3%という状況である。

（ [http://www.chiba-u.ac.jp/general/about/announce/pdf/kyuyo\\_bunpu2006.pdf](http://www.chiba-u.ac.jp/general/about/announce/pdf/kyuyo_bunpu2006.pdf) ）

したがって、今回の人事院勧告をうけて進められる給与改定とは別個に、千葉大学ユニオンはひきつづき全職員の給与水準向上のための要求を掲げていく。